

地域密着型通所介護及び第一号通所事業 重要事項説明書

＜令和7年4月1日 現在＞

1 むさしのデイサービスセンターの概要

(1) 施設の名称及び所在地等

施設名称	むさしのデイサービスセンター
所在地	埼玉県本庄市児玉町飯倉字上原南166
サービスを提供する対象地域	本庄市 介護保険法の改正により、平成28年4月1日より地域密着型通所介護事業所へ移行となりました。

(2) 同センターの職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名(1)		サービス管理全般	名()
生活相談員	2名()	名()	生活上の相談等	名()
機能訓練指導員	名()	名()	リハビリテーション・機能回復訓練等	名()
事務職員	名()	名()	一般事務・料金請求等	名()
看護・介護職員	看護師	名()	医療、健康管理業務等	名()
	准看護師	2名()		名()
	介護福祉士	2名()	日常介護業務等	名()
	1～2級修了者	名()		名()
	その他	名()		名()

() 内は男性再掲

(3) 同センターの設備の概要

定員	17名	静養室	1室
食堂・機能訓練室	1室	相談室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽 があります。	送迎車	3台

(4) 営業日及び営業時間

月、火、木、金、土 (水・日曜定休)	8:30 ~ 17:30
祭日	

緊急連絡先 0495-72-7566

(5) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時までとします。

2 利用料金

(1) 利用料金

地域密着型通所介護利用料

		1日あたりの 利用料金	1日あたりの自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
基本 料金	要介護1	6,780円	678円	1,356円	2,034円
	要介護2	8,010円	801円	1,602円	2,403円
	要介護3	9,250円	925円	1,850円	2,775円
	要介護4	10,490円	1,049円	2,098円	3,147円
	要介護5	11,720円	1,172円	2,344円	3,516円
加算	入浴介助加算Ⅰ	400円	40円	80円	120円
	サービス提供体制 加算Ⅲ	60円	6円	12円	18円
減算	同一建物減算	-940円	-94円	-188円	-282円
	送迎減算(片道)	-470円	-47円	-94円	-141円
介護職員処遇改善加算 Ⅱ		合計利用料金の9.0%			
食事(1日あたり)		597円			

介護予防・日常生活支援総合事業利用料

		利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
基本 料金	要支援1	17,980円/月	1,798円/月	3,596円/月	5,394円/月
	要支援1回数	4,360円/日	436円/日	872円/日	1,308円/日
	要支援2	36,210円/月	3,621円/月	7,242円/月	10,863円/月
	要支援2回数	4,470円/日	447円/日	894円/日	1,341円/日
加算	サービス提供体制加 算Ⅱ(要支援1)	240円/月	24円/月	48円/月	72円/月
	サービス提供体制加 算Ⅱ(要支援2)	480円/月	48円/月	96円/月	144円/月
減算	同一建物減算 (要支援1)	-3,760円/月	-376円/月	-752円/月	-1,128円/月
	同一建物減算 (要支援2)	-7,520円/月	-752円/月	-1,504円/月	-2,256円/月
介護職員処遇改善加算 Ⅱ		合計利用料金の9.0%			
食事(1日あたり)		597円/日			

- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦、利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。
- ・サービス提供証明書を後日市町村の介護保険担当窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

(2) キャンセル料

①ご利用日の前日 17時までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の当日 17時までにご連絡いただいた場合	
③ご利用日の当日 8時までに連絡がなかった場合	

(3) 支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、20日以内にお支払いください。
お支払いいただきますと、領収証を発行します。
お支払方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

3 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当施設職員がお伺いいたします。
通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。
居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前にその介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出ください。

②当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合……入所日の翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合……非該当となった日
- ・利用者がお亡くなりになった場合……死亡日の翌日

④利用者が即座にサービスを終了できる場合

以下の場合には、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- ・当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・守秘義務に反した場合
- ・利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・当施設が破産した場合

⑤当施設が即座にサービスを終了できる場合

以下の場合には、当施設が利用者に対し文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただくことができます。

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合
- ・利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
- ・利用者が入院または病気等により3ヶ月以上にわたりサービスできない状態であることが明らかになった場合
- ・利用者やご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

4 秘密保持の例外

サービス担当者会議等に於いて利用者及び家族の個人情報を使用することに於いて予め同意をお願いします。

5 緊急時の対応方法

サービスの提供中に様態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡いたします。

6 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

7 業務継続計画の策定

(1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を

策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2)従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施します。

(3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的
に開催し、その結果について従業者に周知徹底を
図っています。

(2) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(3) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な
研修を実施しています。

(4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者
(現に養護している家族・親族・同居人等)による
虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、
速やかに、これを市町村に通報します。

9 身体拘束等

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)~(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。

(2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。

(3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

10 苦情相談窓口

①当施設のサービス相談窓口

電話番号：0495-72-7566 (担当者：)

②その他の苦情相談窓口

○埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 048-824-2568

○本庄市役所 (介護保険課) 0495-25-1719